

【改定前】千代田町

料金は、次の表に定める額に消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

口径別	基本料金（1箇月）		超過料金 （1立方メートルにつき）
	水量	料金	
13ミリメートル	10立方メートル	1,300円	10立方メートルを超え20立方メートルまで 145円
20ミリメートル	10立方メートル	1,500円	20立方メートルを超えるもの 155円
25ミリメートル		1,800円	50立方メートルまで 155円
30ミリメートル		1,900円	50立方メートルを超え100立方メートルまで 165円
40ミリメートル		2,000円	100立方メートルを超えるもの 175円
50ミリメートル		2,200円	
75ミリメートル		3,100円	
100ミリメートル		4,100円	
臨時			3,100円

備考

- 1 臨時用以外の用に水道を使用する場合を一般用という。
- 2 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。

## 【改定前】千代田町

■水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

### 計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m<sup>3</sup>の場合  
55m<sup>3</sup> ÷ 2 = 27.5m<sup>3</sup>

#### ①27.5m<sup>3</sup>の計算

基本料金	1~10m <sup>3</sup>		=	1,500円
従量料金	11~20m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 145円)	=	1,450円
	21~27.5m <sup>3</sup>	(7.5m <sup>3</sup> × 155円)	=	1,162円50銭
計			=	4,112円50銭

#### ②27.5m<sup>3</sup>の計算

基本料金	1~10m <sup>3</sup>		=	1,500円
従量料金	11~20m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 145円)	=	1,450円
	21~27.5m <sup>3</sup>	(7.5m <sup>3</sup> × 155円)	=	1,162円50銭
計			=	4,112円50銭

#### ③合計

①	4,112円50銭 × 110 / 100	=	4,523円
②	4,112円50銭 × 110 / 100	=	4,523円
			(1円未満切り捨て)
①+②		=	9,046円